

議案第42号

二宮町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免が令和2年2月1日から適用され、遡って減免の対象となることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。
第25条第2項中「納期限前7日までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第42号) 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>